

令和7年度林業従事者等確保緊急支援対策のうち

地域間・産業間連携労働力確保事業 (補正予算第1号)

公 募 要 領

令和8年4月

一般社団法人 全国林業改良普及協会

～助成金の交付申込をされる皆様へ～

本事業の財源は国庫補助金であり、実施団体である一般社団法人全国林業改良普及協会（以下、全林協。）では適正な補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の助成金の交付を申請する経営体等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）」という。）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。）」、「林業従事者等確保緊急支援対策補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林政経第816号農林水産事務次官依命通知。）」、「林業従事者等確保緊急支援対策実施要領（令和4年12月2日付け4林政経第818号林野庁長官通知。）」、「林業従事者等確保緊急支援対策実施要領の運用（令和8年3月23日付け7林政経317号林野庁林政部経営課長通知。）」、「地域間・産業間連携労働力確保事業助成金交付規程」及びその他の法令の定めによるほか、この公募要領の定めにも則るものとします。

- ① 助成金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 不正行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取消を行います。また、全林協から新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに、当該事業者の名称および不正の内容を公表することがあります。
- ③ 助成金に係る不正行為に対しては、適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ助成金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申込手続きを行ってください。
- ④ 助成金交付申請書提出に当たっての注意事項
 - ・ 交付申請書等は、返却しません。
 - ・ 交付申請書等は、提出者に無断で使用しません。
 - ・ 応募要件を有しない者が提出した交付申請書等は無効とします。
 - ・ 交付申請書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ・ 本事業による成果について、その利用を制限し、公益・普及の利用に供しない取組は本事業の対象となりませんので、注意してください。

一般社団法人 全国林業改良普及協会

1. 事業概要

(1) 事業の背景と目的

近年の新たな国際環境の下で、豊富な森林資源を活用して建築用木材等の供給力強化を図ることにより、海外の情勢の影響を受けにくい木材の需給構造の構築を図ることが求められています。さらに、国民の4割が患しているといわれるスギ花粉症への対策の観点からも、適切な伐採・造林等の施業を行う林業従事者等の人手不足・林業労働力の確保等が大きな課題となっています。

こうした課題に対応するため、本事業は、認定事業主(※1)や選定経営体(※2)に対し、施業適期等の異なる(※3)他地域との連携(地域間)や繁忙期等の異なる(※4)農業・建設業等の他産業(※5)との連携(産業間)による労働力の確保の取組を支援することを目的とします。

※1.認定事業主：林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた事業主

※2.選定経営体：林業経営体の育成について(平成30年2月6日付け29林政経第316号 林野庁長官通知)に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体

※3. 林業作業に係る気象条件、地理的条件、施業内容、労働需要の動向その他これらに類する事情並びに経営体ごとの繁忙期、経営状況、事業特性その他の事情が異なること。

※4. 繁忙期・閑散期の差異、業務特性又は雇用需要の変動等が異なること。

※5.「産業間」における他産業とは「主たる業務が林業以外」であり、「林業」とは林業経営体に雇用され、木材生産を行なうための一連の作業工程及び森林作業道の開設等これに不可欠な作業を含む。なお、林業経営体に雇用されていても、事務や製材等の業務は「林業」に該当しない。また、「主たる業務が林業以外」には、業務に従事していない場合も含まれる。

(2) 事業の効果

本事業は、伐採・造林等の施業を行う林業従事者等の人手不足・林業労働力の確保等が大きな課題となっている中で、本事業を通じた地域間・産業間連携による労働力確保により、対象経営体が人材確保に向けての取組を実践することで、地域の継続的な林業労働力不足の解消に役立つことが期待されています。

2. 事業の内容

(1) 助成対象事業者

本事業における助成の対象は、地域間連携については、現場従事者の受入側となる林業経

営体、産業間連携については安全講習等を行う林業経営体を対象とし、下記の条件を満たすものとします。

- ① 認定事業主あるいは選定経営体であること。
- ② 請負契約または在籍型出向契約に基づく他地域の現場従事者の受入（地域間連携）、または安全講習等（産業間連携）に関する具体的な計画があること。
- ③ 地域間連携の場合、宿泊の有無は問わないが、宿泊への助成が必要な場合は送り出し側の林業経営体の主たる事務所からの距離（路程）が原則として 60 km以上の通勤距離や気候条件等により労働者が安全に通勤できない状況であることを受入経営体が合理的に判断できること。
- ④ 産業間連携の場合、研修受講者の主たる業務が林業以外の業種であること。なお、林業経営体で雇用されていても事務や製材等の業務は林業に該当しない。また、林業以外の業種であることには、業務に従事していない場合も含まれる。
- ⑤ 農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていないこと。なお、「指名停止の措置等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- ⑥ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- ⑦ 応募にあたり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」の記入および提出をすること。
- ⑧ 交付申請時と実績報告時には「環境負荷低減チェックシート」の記入および提出をすること。

（2）助成対象事業

地域間連携の助成は、他地域の現場従事者を受け入れるための旅費を対象とします。ただし、助成は予算の範囲内で行うものとします。

産業間連携の助成は、林業以外を本業としている人に対し、安全な作業を習得させるための講習等、林業労働力の確保に必要な研修を受講させるために要した額を対象とします。

（3）申込の単位

1 経営体単独での申請に限ります。

(4) 助成額

助成は以下の事業の区分ごとに上限の範囲内で行うものとします。

また、交付申請書又は実績報告書に基づき決定した額（税込み）に100/110を乗じた税抜き額をそれぞれ交付決定の額及び助成金の確定額とします（「消費税仕入税額控除報告書」は不要）。

1) 地域間連携

助成事業内容	助成の上限
施業の請負契約または在籍型出向契約に基づき他地域の現場従事者を受け入れるための旅費	1 経営体当たり 200万円 を上限とし、経費の 1/3以内 とする。 ただし、対象経営体の事業において、 <u>スギ人工林伐採重点区域の市区町村が過半を占める場合に限り</u> 、助成割合を 1/2以内 に引き上げるものとする。

2) 産業間連携

助成事業内容	助成の上限
林業以外を本業としている人に対する、チェーンソー、刈払機等に係る安全な作業を習得させるための講習等、林業労働力の確保に必要な研修実施の経費	1 経営体当たり 70万円 を上限とする。 ただし、対象経営体の事業において、 <u>スギ人工林伐採重点区域の市区町村が過半を占める場合に限り</u> 、 1 経営体当たり 100万円 を上限に引き上げるものとする。

(5) 他の助成事業との重複

本事業に係る同一の費用（※）については、本助成金と、国費を財源とする他の助成金（負担金、利子補給並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を重複して受給することはできません。

また、地方公共団体、基金等による助成金であっても、その財源の全部又は一部に国費が含まれる場合には、併用は認められません。

（※）地域間連携における「他地域の現場従事者を受け入れるための旅費」、産業間連携における「林業労働力の確保に必要な研修実施の経費」

(6) 助成対象経費

1) 地域間連携

区分	範囲および算定方法
①旅費	<p>●交通費：下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 日本国内旅費に限定する。 ※ 公共交通機関利用の場合、乗換案内アプリ（ジョルダン等）の乗車日時、経路が明確に表示されたものによる。 ※ 自動車利用（社用車及び自家用車）の場合、車賃として送り出し林業経営体の主たる事務所から事業地の往復。宿泊する場合は、送り出し林業経営体の主たる事務所から宿泊施設の往復、宿泊施設から事業地（業務上必要な場合、送り出し林業経営体の主たる事務所）まで移動する者について、走行距離に応じた金額を支給。1 km37円として経路検索結果（Googleマップ等）による。なお、自動車利用者に対しては日報（実績報告書に添付）により確認する。 ※ 有料道路利用及びレンタカー利用の場合（宿泊施設と事業地の移動は除く）、実費。 ※ 航空機の場合、実費。 ※ 車賃、交通費に距離要件は設けない。 <p>●宿泊費：実費（ただし、都内及び政令指定都市は10,900円、その他は9,800円を上限。自己都合による休暇は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 宿泊費の助成は原則として60km以上の通勤距離や気候条件等により労働者が安全に通勤できない状況であると受入経営体が合理的に判断できる場合に限る。 ※ 対象期間に休日や祝日、不稼働日が含まれる場合は宿泊実績に応じるものとする。 ※ 受入経営体が経営・管理する宿泊施設を使用する場合はその必要性を明記する。 ※ 地域間連携の期間内で、宿舍借上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）及び礼金）が、宿泊費の上限単価×宿泊従事者数×宿泊日数で算出した額と比較して安価であった場合、宿舍借上げに係る経費を助成対象とすることができる。ただし、借上げ施設は、住宅（アパート、マンションを含む）の賃貸業として営んでいる個人又は法人の物件とする。借上げ料の支払いは月極で支払う賃貸借契約とし、契約途中で助成額上限を超えた場合等においては、その時点での日割り計算による賃借料を対象として助成を行う。算出方法は、日報で必要が確認された滞在日数（休日を含む）を対象とし、以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・借上げ額（月額）÷30（または31）日＝日割り単価 ・日割り単価×滞在した日数＝補助対象経費 例えば、月に1日の宿泊の場合も、日割り単価×日数で支払うこととする。 <p>●日当：2,200円（但し、片道鉄道100km、水路50km、陸路25km未満については1／2とする）</p>

(注) 事務所賃借料、敷金、礼金、事務手数料、飲食に係る経費、その他上記の表に記載されていない経費は助成対象外とします。

2) 産業間連携

<研修会自主開催の場合>

区分	範囲および算定方法
①技術者給	<p><交付申請者が自ら講師及び研修会サポートを行う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師：交付申請者の内規等に定めた技術者給とする。 ・研修会サポート：交付申請者の内規等に定めた技術者給とする。
②謝金	<p><講師及び研修会サポートを外部に依頼する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会講師：7,900円（時間単価）×該当時間 ・研修会サポート：3,600円（時間単価）×該当時間 ※ 国家公務員、地方公務員、独立行政法人職員（国が実施する事業の用務として先方の組織内部で適用された場合）については、要望があった場合に先方の規程を優先する。
③旅費	<p><講師・研修会サポート及び研修会参加者を対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費：下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 同一または隣接する都道府県内の旅費に限定する（外部に依頼する講師・研修会サポートは除く）。 ※ 自動車利用（社用車及び自家用車）の場合、交通費として1km37円とし、距離算出根拠は経路検索結果（Googleマップ等）による。 ※ 有料道路、レンタカー利用の場合、実費。 ※ 公共交通機関利用の場合、乗換案内アプリ（ジョルダン等）の乗車日時、経路が明確に表示されたものによる。 ※ 航空機の場合、実費。 ・宿泊費：実費（ただし、都内及び政令指定都市は10,900円、その他は9,800円を上限） ・日当：2,200円（ただし、片道鉄道100km、水路50km、陸路25km未満については1/2とする） ※ 技術者給または謝金が支払われる講師及び研修会サポートは対象外。
④需用費	消耗品、印刷製本等に必要経費（実費）
⑤使用料及び賃借料	会場費等（実費）

（注）事務所賃借料、敷金、礼金、事務手数料、飲食に関する経費、その他上記の表に

記載されていない経費は助成対象外とします。

<外部研修会受講の場合>

区分	範囲および算定方法
①旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費：下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 同一または隣接する都道府県内の旅費に限定する。 ※ 自動車利用（社用車及び自家用車）の場合、交通費として1 km37円とし、距離算出根拠は経路検索結果（Googleマップ等）による。 ※ 有料道路、レンタカー利用の場合、実費。 ※ 公共交通機関利用の場合、乗換案内アプリ（ジョルダン等）の乗車日時、経路が明確に表示されたものによる。 ※ 航空機の場合、実費。 ・宿泊費：実費（ただし、都内及び政令指定都市は10,900円、その他は9,800円を上限） ・日当：2,200円（ただし、片道鉄道100km、水路50km、陸路25km未満については1／2とする）
②需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会受講費、資料購入費（実費）

（注）事務所賃借料、敷金、礼金、事務手数料、飲食に係る経費、その他上記の表に記されていない経費は助成対象外とします。

3. 交付申請

(1) 助成対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年2月12日(金)の間で、申請受付日以後とします。

(2) 交付申請

1) 事業の公募

事業の公募は、全林協 WEB サイト (<https://www.ringyou.or.jp/>) で行います。また、同 WEB サイトに適宜公募の関連情報を掲載します。

2) 公募の期間

令和8年4月1日(水) から

<第1次公募> 令和8年6月30日(火)締切

<第2次公募> 令和8年9月30日(水)締切

※ 全林協が交付申請書を受け取り後、順次審査を開始し締切時点で全ての申請をまとめて審査し交付決定します。

※ 申請状況によっては第2次公募の中止、または締切を変更する可能性があります。

※ 交付決定後にキャンセルが発生した場合、第2次公募後にも公募を実施する場合があります。

(3) 実績報告書提出期限

助成事業完了または実績報告しようとする助成額が交付決定のあった助成額に達したときから起算して15日以内、もしくは令和9年2月19日(金)のうち最も早い日とします。

(4) 交付申請方法等

申請者は、全林協 WEB サイト (<https://www.ringyou.or.jp/jigyouchiikikansangyoukan.html>) より交付申請書等の様式をダウンロードして作成し、期日を厳守して提出してください。

1) 提出方法

公募締切日まで、書類提出先に郵送もしくは電子メールにて送付してください。

①郵送・運送で送付する場合は、書留もしくは宅配便等の配達記録が残る方法で発送してください。

②電子メールにて送付する場合は、必ず電話にて、送付した旨を事務局に連絡してください。電話連絡が無く、電子メール未受信等の場合は交付申請が無かったこととします。

(5) 交付申請時に提出する書類

①申請認定事業主等の概要資料

- ・登記簿謄本（申請時の3カ月以内に発行。写し）、パンフレット等。
- ・認定事業主等であることを証する書類（認定事業主の場合は、都道府県知事が改善計画を認定した「認定通知書」等の写し）

②助成対象条件等確認資料

<地域間連携>

- ・宿泊の場合は、送り出し経営体から事業地までの距離（60km以上）の証明資料（距離・経路の算出根拠として経路検索結果（Googleマップなど）

<産業間連携>

- ・受講予定者名簿（別記様式第1号「交付申請書」別紙2に氏名、年齢、職業を記載。なお、職業については主たる職業が林業以外であることが必要）
- ・研修会の内容が具体的に把握できる資料を添付。自主研修の場合は研修会カリキュラム、研外部研修の場合は研修会資料等。

※「スギ人工林伐採重点区域」を含む市区町村数が過半を占めている対象経営体の場合

<地域間連携>および<産業間連携>において、令和8年度（令和9年2月12日まで）に事業（伐採・造林）を計画している全市区町村数のうち、都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む市区町村数が過半を占めている対象経営体として申請する場合は、それを確認するための資料として「別記様式第1号「交付申請書」別紙1」を提出すること。

③経費の積算根拠の確認資料

<地域間連携>

- ・公共交通機関利用の場合は、移動区間内容（別記様式第1号「交付申請書」別紙3）
- ・自動車利用の場合は、移動区間内容（別記様式第1号「交付申請書」別紙3）と申請時用地域間連携助成対象事業従事者日報（予定）（別記様式第1号「交付申請書」別紙4）
- ・宿舍借上げの場合は、借上げる物件が宿舍として適切であることを明らかにするための貸主の不動産賃貸業の開業届（写し）等と借上げの見積書（借上げ期間が明記されたもの）

<産業間連携>

- ・会場費、資料印刷費等の見積書（研修会自主開催の場合）
- ・交付申請者の謝金等の内規（研修会自主開催において、講師及び研修会サポートに技術者給・謝礼が支払われる場合）
- ・研修会の開催地と受講費が分かるもの（外部研修会受講の場合）

④ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート

⑤ 環境負荷低減チェックシート（民間事業者向け）

(6) 公募から事業実施までのスケジュール

スケジュール	全林協	認定事業体等
<p>公募</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請書受付 令和8年4月1日(水) ● 第1次公募申請締切 令和8年6月30日(火) ● 第2次公募申請締切 令和8年9月30日(水) <p>※申請状況によっては第2次公募の中止、または締切を変更する可能性があります。 ※交付決定後にキャンセルが発生した場合、公募を再開する場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全林協WEBサイト (https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html) ○ 公募申請締切時点で審査 ○ 交付決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付申請書作成・提出
<p>審査・交付決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請書の審査 ※交付申請書を受け取り後、順次審査を開始し締切時点で全ての申請をまとめて審査 ● 交付決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付決定通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付決定通知書受理
<p>事業実施・検査・支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実績報告書提出期限 助成事業完了または実績報告しようとする助成額が交付決定のあった助成額に達したときから起算して15日以内、もしくは令和9年2月19日(金)のうち最も早い日とします。 ● 検査 実績報告書受領後随時～ 令和9年3月11日(木) ● 令和8年度事業実施市区町村証明書(令和9年2月12日まで)の確認。(※対象経営体のみ) ● 助成金支払い 令和9年3月26日(金)まで 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成金額確定通知書送付 ○ 助成金支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業完了 ○ 実績報告書作成・提出 ○ 令和8年度事業実施市区町村証明書(令和9年2月12日まで)を提出。(※対象経営体のみ) ○ 助成金受領・事業完了

※公募情報(全林協WEBサイト)

<https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html>

(6) 書類提出先

地域間・産業間連携労働力確保事業 事務局（一般社団法人 全国林業改良普及協会）

地域間・産業間事業係まで

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 5F

TEL：03-3500-5034 FAX：03-3500-5038

E-mail：roudou@ringyou.or.jp

WEB サイト：https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html

お問い合わせ対応時間：月～金 9:30～17:30

4. 審査および結果の通知

(1) 審査

- 全林協が申請書等の内容について審査を行い、助成対象となる取組を選定します。
- 審査の結果、助成の条件を満たさないと判断された場合は、助成対象から除外します。
- 都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む市区町村数が過半を占めている対象経営体として申請した場合は、申請者の令和8年度（令和9年2月12日まで）に事業（伐採・造林）を計画している全市区町村数のうち、都道府県知事が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を含む市区町村数が過半を占めていることを確認する「令和8年度事業予定市区町村一覧」（別記様式第1号「交付申請書」別紙1）の提出を受け、過半を占めていることなどを確認します。
- 交付申請書の事業計画書においては、「期待される公益性等の効果」について、より高いものから優先的に採択しますので、具体的かつ詳細に記載してください。

(2) 審査結果の通知

- 審査の上、助成すべきと認められた者に対し交付決定の通知を、それ以外の申請者に対しては、候補とならなかった旨を通知します。
- 審査の過程に関する質問に対して、地域間・産業間連携労働力確保事業事務局は対応しません。
- また、交付決定を受けた者は、地域間・産業間連携労働力確保事業事務局のWEBサイトで申請者名、実施場所を公開することがあります。

5. 検査・支払

(1) 検査

- 全林協が実績報告書等の内容について検査を行います。

●実績報告時には、交付申請時に記載された「期待される公益性等の効果」の内容が適切に実施されているかを確認します。加えて、必要に応じて、その内容を裏付ける追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 支払い

●検査が合格した場合は助成金を支払い、不合格の場合は支払いません。

6. その他（交付決定額と実績額の乖離等について）

本事業の助成金は、限られた予算を有効に活用する観点から適切に執行される必要があります。このため、交付決定を受けたにもかかわらず、合理的な理由なく実績報告額が交付決定額を大きく下回る場合、又は事業の中止・辞退等により助成金が活用されなかった場合には、当該申請者による翌年度以降の本事業への申請について、審査において考慮されることがあります。

また、「期待される公益性等の効果」についても交付申請時と実績報告時との乖離が大きかった場合も同様に翌年度以降の本事業への申請について、審査において考慮されることがあります。

申請方法等に関するお問い合わせ先

地域間・産業間連携労働力確保事業 事務局（一般社団法人 全国林業改良普及協会）

地域間・産業間事業係まで

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町 5F

TEL：03-3500-5034 FAX：03-3500-5038

E-mail：roudou@ringyou.or.jp

WEB サイト： <https://www.ringyou.or.jp/jigyou/chiikikan-sangyoukan.html>

お問い合わせ対応時間：月～金 9:30～17:30